

# カナダにおける大麻「合法化」

佐藤 信行

はじめに

- 1 2018年大麻法の概要
- 2 大麻合法化の背景要因
- 3 カナダにおける大麻規制法制の歴史
- 4 大麻規制と憲法訴訟
- 5 司法判断と2018年大麻法

おわりに 立法の方向と成果：若者保護と違法市場の縮小

## はじめに

2018年10月17日、カナダでは、連邦法たる大麻法（Cannabis Act<sup>1)</sup>）が施行され、一定の規制の下で、目的を特定せず大麻使用が合法化された。医療目的での大麻使用については、これを合法とする国や地域も少なくないが、この目的制限を撤廃し、結果として「娯楽用」の大麻使用を合法化したのは、ウルグアイ<sup>2)</sup>について2か国目であり、このカナダの新政策は、日本を含む多くの国から、驚きと関心をもって迎えられることになった。

しかし、この政策は単なる規制緩和ではない。結論の一部を先に述べれ

---

1) S. C. 2018, c. 16.

2) ウルグアイは、2013年12月に大麻の娯楽目的を含む合法化を規定する法律を制定・公布している。その経緯等については、たとえば、坂本有紀「ウルグアイの選択：大麻禁止から規制管理への転換」ラテンアメリカ時報62巻1号(2018)38頁を参照。

ば、カナダの大麻「合法化」の背景には、これまでの法規制と実態に大きな乖離があり、若者が違法大麻市場に容易にアクセスできたことに対し、大麻「合法化」によって、大麻市場に規制を持ち込み、若者を中心とする「被害者」を減らすという狙いがあった。その意味では、2018年大麻法について大麻「合法化」という表現を用いることは、必ずしも正確ではなく、むしろ、規制の重点化による非規制領域の拡大といえることができる。

ところで日本では、大麻取締法<sup>3)</sup>によって、大麻の所持、栽培、譲り受け、譲り渡し等が禁止されており、かつ、違反には刑事罰が規定されているが、2020年の大麻事犯検挙人数は5260人と過去最多を記録しており<sup>4)</sup>、近時は若年層を中心に使用者が増加しているとの調査結果もある<sup>5)</sup>。カナダとは量的に比較にならないとはいえ、法規制と実態の乖離という問題構造には、共通した面がみられる。

そこで、本稿では、カナダの大麻「合法化」について、それに至る過程を中心に検討し、この新たな規制政策の可能性を考える手がかりとしたい。

## 1 2018年大麻法の概要

### (1) 基本構造

最初に2018年大麻法を概観しておくと、まず第7条は、次のように目的を規定する。

(目的)

第7条 本法は、特に以下を含む公衆衛生 (public health) と公共の安全

---

3) 昭和23年法律124号。

4) 薬物乱用対策推進会議「『第五次薬物乱用防止五か年戦略』フォローアップ」(2021年6月) <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000796808.pdf> (2021年9月22日最終確認)。

5) 嶋根卓也他「日本における大麻使用の現状：薬物使用に関する全国住民調査2017より」薬学雑誌140巻2号 (2020) 173頁。

(public safety) を保護することを目的とする。

- (a) 若者 (young persons) の健康を守るために、大麻へのアクセスを制限すること。
- (b) 若者その他の者が大麻使用に誘引されるのを防ぐこと。
- (c) 合法に製造された大麻を供給することによって大麻に関連する違法な活動を減らすこと。
- (d) 適正な制裁と法執行により大麻に関連する違法な活動を抑止すること。
- (e) 大麻に関連する刑事司法制度の負荷を軽減すること。
- (f) 品質管理された大麻へのアクセスを提供すること。
- (g) 大麻使用による健康リスクの市民周知を図ること。

ここにおいて、同法は無条件に大麻の使用を認めているものではなく、大麻には健康リスクがあること (g号) を前提として<sup>6)</sup>、特に若者保護を

---

6) カナダは、大麻に健康リスクがないことを根拠として、その使用を合法化したのではないが、そのリスクが許容できる限界を超えているとも評価していない。たとえば、2019年にカナダ保健省が発出している「消費者情報—大麻」には、次のような記述がある。

「大麻には、THCやCBDなど、脳や体に影響を与える物質が含まれている。THCは、大麻の醗酵作用を引き起こす。CBDは致酔性ではなく、THCの影響をある程度抑えることができるが、脳に影響を与える。」「大麻に対する反応は人それぞれであり、その時々によっても異なる。リスクを最小限にするために、又は初めて消費者になる人は、THC含有が2.5mg以下又は10% (100mg/g) 以下で、CBDが同量以上含まれている製品を探すこと。」

「THCの一般的な即時効果」「多幸福感 (「ハイ」)、眠気、不安、記憶力及び集中力並びに迅速な反応の低下」

Health Canada, “Consumer Information - Cannabis”, [https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/documents/services/drugs-medication/cannabis/laws-regulations/regulations-support-cannabis-act/consumer-information/Cannabis\\_Consumer\\_Information\\_Sheet-Edibles-EN.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/documents/services/drugs-medication/cannabis/laws-regulations/regulations-support-cannabis-act/consumer-information/Cannabis_Consumer_Information_Sheet-Edibles-EN.pdf) (last visited on

重点施策とし（a号及びb号）、かつ、違法大麻をマーケットから閉め出して（c号及びf号）、刑事司法の負担を軽減する（d号及びe号）という基本的な政策を採用していることが理解される。

そして、この目的のために、同法は、第1章第1節（8条～15条）<sup>7)</sup>で犯罪となる基本行為、同第2節（16条～39条）でその他の禁止・規制事項、第3章（61条～68条）で許可制度を定め、さらに第6章（81条～83条）で大麻追跡制度を導入する等を定めている。また、同法は、反則金型の簡易刑事手続、連邦と州の管轄調整、行政処分、刑法他の関連法との調整等の内容をも規定し、大麻政策についての基本法典としての体系性を備えている。ここで同法が採用する基本施策は、次のようにまとめることができる。

第1に、個人の大麻の使用については、目的の如何を問わずに刑事罰を伴う規制を行わない。

第2に、個人の大麻栽培、所持及び頒布については、一定の自由な領域を認める。たとえば、18歳以上の個人が、4株以下の大麻を自宅で栽培し、そこから得られる乾燥大麻30グラム未満を公共の場で所持し、これを18歳以上の者に頒布すること（販売を除く。）は、そもそも禁止行為とされておらず、刑事的に処罰されることはない。

この第1と第2の施策が、しばしば「カナダでは、娯楽用を含めて大麻が解禁されている」との表現がなされる要因となっている。

第3に、上記のような一定の自由な領域外においては、禁止と許可制を組み合わせた規制を行う。具体的には、第4と第5の枠組みを設定する。

第4に、個人による大麻の栽培、所持、頒布（販売を除く。）であっても、行為者と行為の相手方の双方に着目して、刑事罰を伴う様々な年齢規制と量的規制を行う。たとえば、頒布については、18歳以上の個人による18歳未満の者への頒布全般、12歳以上18歳未満の若者による乾燥大麻換算5グ

---

September 24, 2021).

7) 本稿では、同法のPartを章、Divisionを節と訳出した。なお、1条から7条は、第1章の前に置かれており、いずれの章にも属していない。

ラム以上の頒布等が犯罪とされている。

第5に、個人ではなく組織については、栽培、所持及び頒布が原則として禁止される(刑事罰あり)。また、個人・組織を問わず、大麻の販売、輸出入、生産、宣伝、パッケージ等を行うことも、刑事罰を伴って原則禁止される。大臣の許可を受けた個人及び組織は、一定の条件を満たす場合に限り、これらの行為をなすことができる。

## (2) 主要条文

次に、上で見た基本構造理解に合わせて、主要な条文を検討する。

同法が刑事罰をもって禁止する基本事項については、第1章第1節に規定されている。ここで注目すべきなのは、同法は、禁止又は規制する事項を列挙しており、非列挙事項については原則として(他の連邦法や州法による規制等がない限り)放任するという方式を採用し、大麻使用自体についての規制を行っていないことである。8条は所持、9条は頒布、10条は販売、11条は輸出入、12条は生産、13条は違法大麻の生産・販売・頒布に用いる意図を持ってする何らかの物品を所持・生産・販売・頒布又は輸入、14条は若者を関与させることについて禁止事項を規定している。また、これらの禁止事項については、それぞれ刑事罰が規定されており、各種の適用除外なども定められているが、ここでは、禁止事項自体を示す。

### (所持)

第8条1項 本法に基づく許可がない限り、以下は禁止される。

- (a) 18歳以上の個人が、公共の場において、別表3に従って計算した総量が乾燥大麻30グラム以上に相当する1又は複数区分の大麻を所持すること。
- (b) 18歳以上の個人が、違法大麻であることを知って、当該大麻を所持すること。
- (c) 若者<sup>8)</sup>が、別表3に従って計算した総量が乾燥大麻5グラム以上に相

当する1又は複数区分の大麻を所持すること。

- (d) 個人が、公共の場で、発芽又は開花している1株以上の大麻を所持すること。
- (e) 個人が発芽又は開花していない大麻を4株を超えて所持すること。
- (f) 組織が大麻を所持すること。

【中略】

(頒布)

第9条1項 本法に基づく許可がない限り、以下は禁止される。

- (a) 18歳以上の個人が行う場合
  - (i) 別表3に従って計算した総量が乾燥大麻30グラム以上に相当する1又は複数区分の大麻を頒布すること。
  - (ii) 18歳未満の個人に大麻を頒布すること。
  - (iii) 組織に大麻を頒布すること。
  - (iv) 違法大麻であることを知って、当該大麻を頒布すること。
- (b) 若者が行う場合
  - (i) 別表3に従って計算した総量が乾燥大麻5グラム以上に相当する1又は複数区分の大麻を頒布すること。
  - (ii) 組織に大麻を頒布すること。
- (c) 個人が行う場合
  - (i) 発芽又は開花している1株以上の大麻を頒布すること。
  - (ii) 発芽又は開花していない4株を超える大麻を頒布すること。
- (d) 組織が大麻を頒布すること。

2項 本法に基づく許可がない限り、前項に違反して頒布する目的をもって大麻を所持することは禁止される。

【中略】

- 
- 8) 同法2条1項は、若者 (young person) について、条文ごとに異なる2種類の定義を定めている。同法8、9及び12条においては、「12歳以上18歳未満の個人」を、それ以外においては「18歳未満の者 (青少年)」を意味する。

(販売)

第10条1項 本法に基づく許可がない限り、大麻、大麻と表示されている物、又は大麻であると主張される物を、以下に対して販売することは禁止される。

- (a) 18歳以上の個人
- (b) 18歳未満の個人、又は
- (c) 組織

2項 本法に基づく許可がない限り、前項(a)号から(c)号に違反して販売する目的をもって大麻を所持することは禁止される。

【中略】

(輸入及び輸出)

第11条1項 本法に基づく許可がない限り、大麻の輸入又は輸出は禁止される。

2項 本法に基づく許可がない限り、輸出する目的をもって大麻を所持することは禁止される。

【中略】

(生産)

第12条1項 本法に基づく許可がない限り、以下は禁止される。

- (a) 製造、合成、又は大麻の化学的若しくは物理的特性を変更する手段の使用を含む、何らかの方法又は過程によって大麻を入手すること、又は入手を申し出ること。
- (b) 有機溶剤を使用して大麻の化学的又は物理的特性を改変すること、又は改変することを申し出ること。

(許される改変)

2項 個人は、この法律で所持が禁止されていない大麻の化学的又は物理的特性を改変することができる。

【中略】

(18歳以上の個人による栽培、繁殖及び収穫)

4項 本法に基づく許可がない限り、18歳以上の個人が、以下の大麻を栽培、繁殖若しくは収穫し、又は、栽培、繁殖若しくは収穫を申し出るとは禁止される。

(a) 違法大麻であることを知っている種又は植物部位由来の大麻株

(b) その住居内において同時に4株を超える大麻株

(栽培、繁殖及び収穫—住居による制限)

5項 本法に基づく許可がない限り、18歳以上の2人以上の個人が同一の住居に同時に居住している場合、住居内で同時に4株を超える大麻が栽培、繁殖又は収穫されることになる結果をもたらすときは、そのようにこれら個人が大麻草を栽培、増殖又は収穫することは禁止される。

(18歳以上の個人による栽培、繁殖及び収穫—無許可の場合)

6項 本法に基づく許可がない限り、18歳以上の個人が以下を行うことは禁止される。

(a) 自らの住居ではない場所で大麻植物を栽培、繁殖若しくは収穫すること、又はそれを行うことを申し出ること。

(b) 大麻以外のものであって、大麻を抽出若しくはその他の方法で得ることができる生物を栽培、繁殖若しくは収穫すること、又はそれを行うことを申し出ること。

(若者又は組織による栽培、繁殖及び収穫)

7項 本法に基づく許可がない限り、若者又は組織が、大麻株若しくは大麻を抽出その他の方法で得られる可能性のあるその他の生物を栽培、繁殖若しくは収穫すること、又はそれを行うことを申し出るとは禁止される。

【中略】

13条1項 違法大麻の生産・販売・頒布に用いる意図を持って、何らかの物品を所持、生産、販売、頒布又は輸入することは禁止される。

【中略】

(若年者の利用)

14条1項 第9条1項又は2項, 第10条1項又は2項, 第11条1項又は2項, 第12条1項, 4項, 5項, 6項又は7項, 第13条1項に規定する犯罪の遂行に若者の助力を得, 又は若者を関与させることは禁止される。

【後略】

以上を鳥瞰すると, この法律が, いわば大人の嗜好品としての大麻を認めつつ, 18歳未満の者について, 大麻への接近を小さくすることを目指していることがよく理解できよう。すなわち, 本法は, 18歳以上の個人が自家栽培した少量の大麻を自ら使用し, また, 18歳以上の知人に無償で頒布するといった行為を禁止しない一方で, 18歳以上の個人が18歳未満の者に対して大麻を頒布することを禁止しているのである。12歳以上18歳未満の者(9条での若者)がより少量の大麻を所持して頒布する場合については, 相手の年齢規制もないが, これは日本でいえば中学生又は高校生にあたる少年が, 友人に少量の大麻を頒布しても, 犯罪として処罰しないという趣旨に出たものである。立法段階では, 少年に犯罪歴が残ることで将来の可能性が失われることが問題なのであるから, 所持及び頒布自体を明示的に禁止した上で, 非犯罪化すべきとの主張がなされたが, 結果として政府提案どおりとなった<sup>9)</sup>。なお, 9条にはそもそも12歳未満の青少年による大麻頒布について独立した規定がないが, これは, カナダでは刑事責任年齢が12歳とされていることの帰結である<sup>10)</sup>。

次に, 使用, 栽培及び頒布については, 一定の個人の自由が認められているという前提の上で, 個別に禁止される行為については, 第1章第2節に規定されている。その主要なものは, 次のとおりである。

---

9) 例えば, 2017年11月24日の下院第3読会におけるDavid Sweet議員の反対討論とそれに対する質疑を参照。https://www.ourcommons.ca/DocumentViewer/en/42-1/house/sitting-238/hansard (last visited on September 24, 2021).

10) Section 13, Criminal Code, R.S.C., 1985, c. C-46.

(宣伝)

第17条1項 本法に基づく許可がない限り、以下に掲げるものを含む大麻、大麻関連品、又は大麻に関連するサービスの宣伝は禁止される。

- (a) 価格や流通に関する情報を伝えること。
- (b) 若者に魅力的に映ると信じるに足る合理的な理由がある方法で行うこと。
- (c) 表示であれ伝達であれ、使用者の声や推薦を手段とすること。
- (d) 実在するか否かを問わず、人、キャラクター又は動物の描写を手段とすること。
- (e) 宣伝対象物又はそのブランド要素の一つについて、魅力、娯楽、興奮、活力、リスク又は大胆さといった生き方と関連付ける方法、又は、それらに係る肯定的又は否定的な感情やイメージを喚起するような方法で、それらを提示すること。

(例外—情報提供型プロモーション—大麻)

2項 大麻の生産、販売又は流通を許可された者は、規則に従うことを条件として、以下の場合において、情報提供を目的とした販売促進又はブランド選好型の販売宣伝を行うことができる。

- (a) 氏名が特定されている18歳以上の個人に宛て送信された通信
- (b) 法令により若者の存在が許可されていない場所でなされるもの
- (c) 電気通信手段を用いて伝達されるもので、宣伝の内容に責任を負う者が、当該宣伝に若者がアクセスできないようにするための合理的な手段を講じたもの
- (d) 別に定める場所で行われるもの
- (e) 別に定める方法で行われるもの

【中略】

(虚偽宣伝—大麻)

第18条1項 大麻の特性、価格、量、組成、強度、濃度、効能、純度、品質、メリット、安全性、健康効果又は健康リスクについて、虚偽、誤解

の招来若しくは欺罔，又は誤った印象を与える可能性のある方法で大麻を宣伝することは禁止される。

【中略】

(規則の遵守)

第25条 大麻販売を許可されている者が，規則に従って包装又はラベル表示されていない大麻を販売することは禁止される。

(禁止される包装及びラベル)

第26条1項 本法に基づく許可がない限り，大麻販売を許可されている者が，以下に掲げるものを含む包装やラベルのある大麻を販売することは禁止される。

- (a) 包装又はラベルが若者に訴求する可能性があると感じる合理的な理由があるもの
- (b) 表示であれ伝達であれ，使用者の声や推薦を示すもの
- (c) 実在するか否かを問わず，人，キャラクター又は動物を描写するもの
- (d) 大麻又はそのブランド要素の一つについて，魅力，娯楽，興奮，活力，リスク又は大胆さといった生き方と関連付け，又は，それらに係る肯定的又は否定的な感情やイメージを喚起するもの
- (e) 大麻の特性，価格，量，組成，強度，濃度，効能，純度，品質，メリット，安全性，健康効果又は健康リスクについて，虚偽，誤解の招来若しくは欺罔，又は誤った印象を与える可能性のある情報を含むもの

【中略】

(大麻の表・展示)

第29条1項 本法に基づく許可がない限り，大麻販売を許可されている者が，大麻又は大麻の包装若しくはラベルを，若者が目にする可能性のある方法で表・展示することは禁止される。

【中略】

(若者への訴求)

第31条1項 本法に基づく許可がない限り、若者に訴求する可能性がある  
と信じるに足る合理的な理由がある外観、形状その他の感覚的属性又は  
機能を有する大麻又は大麻関連品を販売することは禁止される。

【後略】

これらの条文は、一方で、許可を受けた者が大麻を宣伝・販売すること  
を認めつつ、当該許可を受けた者に対する、いわば業法規制として、若  
者<sup>11)</sup>を大麻に誘引すること避けるべきことを規定していることが理解され  
る。

以上を踏まえて、許可制度を定めるのが第3章であり、その主要な条文  
は次のように規定している。

(発行、更新及び変更権限)

第62条1項 主務大臣は、第61条1項、規則及び同条2項に基づく命令に  
従い、申請に対して、大麻又は大麻類の輸入、輸出、生産、試験、包装、  
ラベル付け、送付、配送、輸送、販売、所持又は処分の権限を付与する  
免許及び許可を発行、更新又は変更することができる。

(制限—輸入及び輸出)

2項 大麻の輸入又は輸出を認める免許及び許可は、医療若しくは科学目  
的の大麻又は産業用大麻についてのみ発行することができる。

【中略】

(拒否理由)

7項 主務大臣は、以下の場合、免許又は許可の発行、更新又は変更を拒  
否することができる。

【中略】

(取消し)

---

11) これらの条文においては、若者とは18歳以下の個人である。

第65条 主務大臣は、規則に従い、以下の場合、免許又は許可を取り消すことができる。

【後略】

この許可制によって、18歳以上の個人を消費者とする大麻販売が、企業等の組織又は個人に許されることとなっている。なお、18歳未満の若者に対する大麻販売は、最高懲役14年以下をもって処断される<sup>12)</sup>。

## 2 大麻合法化の背景要因

上では2018年大麻法の概要を示したが、このような法は何故生まれたのであろうか。

そもそも同法は、2017年4月13日にカナダ自由党のジャスティン・トルドー首相が率いる連邦政府によってC-45法案として下院に提出され、11月27日には下院を通過(200対82)し、翌年7月19日に上院でも可決された(52対29、棄権2)ものである。政府は当初2018年7月1日からの法施行を計画していたが、上院修正案の取扱いをめぐって下院との往復が生じたこと等から成立が遅れ、施行は10月17日となった。この法案は、2015年の連邦議会下院総選挙で勝利して政権を担うこととなったトルドー首相が表明していた、大麻使用の非犯罪化計画の具体化であったが、前政権党で最大野党であったカナダ保守党を含めカナダの主要政党は、非犯罪化という方向性については一応これを共有しつつも、具体的な制度設計については厳しい議論が行われた<sup>13)</sup>。結果として、下院の投票では、カナダ自由党、新民

---

12) 9条5項。

13) 法案の制度設計は、青少年を大麻から遠ざけるためには機能しないとの専門家の懸念がある以上時間をかけて再検討すべき、12歳以上18歳未満の者の5グラムまでの所持解禁を認めるべきではない、むしろ先に行うべきは若者の大麻単純所持犯罪歴削除による更生機会の拡大である、等々の主張が典型である。

主党及び緑の党が賛成し、カナダ保守党とブロック・ケベコワが反対することとなった<sup>14)</sup>。

この法律は、前節で見たように、大麻規制の枠組みを大きく変更するものであったが、私見によれば、その変更の背景には、大きくみて3つの要因が存在している。

第1に、大麻使用を認めることに寛容な世論環境が醸成されていたことがある。1960年代のアメリカ合衆国に生まれたカウンターカルチャーとしてのヒッピー文化は、カナダにも大きな影響を与え、若者層を中心に大麻やLSDを用いることが広まっていったが、これは、後の若者層から中間層への大麻使用の広まりと、その嗜好品化の土壌となった。1997年の世論調査によれば、既に、大麻(「マリファナ」の用語が用いられている)の使用を引き続き違法とすべきとの意見が45%、これを合法化すべきとの意見が51%であったことが示されているが<sup>15)</sup>、2016年の世論調査では、マリファナの合法化支持が68%に達し、反対が30%まで減少していた。また同調査では、家庭でのマリファナ栽培支持は49%、反対48%であった<sup>16)</sup>。

第2は、従来の法規制は実態の乖離が極めて大きく、新たな実効性のある制度が必要とされたことである。後述するように、カナダでは1923年以

---

See *supra* note 9.

14) <https://www.ourcommons.ca/Members/en/votes/42/1/405?view=party> (last visited on September 24, 2021).

15) Daniel Savas, Public Opinion and Illicit Drugs: Canadian Attitudes towards Decriminalizing the Use of Marijuana, in “*Sensible Solution to the Urban Drug Problem*” (Patrick Basham eds., Fraser Institute Digital Publication, April 2001). <https://www.fraserinstitute.org/sites/default/files/SensibleSolutionsSavas.pdf> (last visited on September 24, 2021).

16) Canadians concerned over implications of marijuana legalization (Globe and Mail/Nanos Research, Feb. 29, 2016). <https://nanos.co/wp-content/uploads/2017/07/2016-794-Globe-February-Marijuana-legalization-FINAL-w-tabs-R.pdf> (last visited on September 24, 2021).

降大麻の使用及び栽培を禁止してきたが、実際には、相当規模の違法市場が存在してきており、2015年の違法市場規模は、62億カナダ・ドルと推計された<sup>17)</sup>。また、同年の15歳から17歳の大麻使用経験者は、23.59%と推計されたように大麻が若年層にも広まっており、対策が急務であった<sup>18)</sup>。

第3に、20世紀末以降、大麻規制とりわけ医療目的での大麻使用規制が争われた複数の訴訟において、カナダ最高裁判所を含む複数の裁判所が憲法上の問題を指摘してきたことも重要である。これらの判決は、大麻規制全体について違憲とするものではないが、具体的な規制枠組みがカナダ権利自由憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms. 以下「憲章」という。)<sup>19)</sup> 7条の保障する「自由」「身体の安全」を制限するものであり、かつ、同条が定める制限正当化事由である「司法の基本原則」<sup>20)</sup>を充足しないとすることで、大麻使用に一定の法的根拠を提供し、大麻使用を支持する世論を支える根拠ともなった。

そこで以下においては、このうち第2と第3の要因をさらに検討してみよう。

---

17) カナダ統計局による推計。Ryan Macdonald and Michelle Rotermann, *Experimental Estimates of Cannabis Consumption in Canada, 1960 to 2015* (Statistics Canada). <https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/11-626-x/11-626-x2017077-eng.htm> (last visited on September 24, 2021).

18) Ibid. なお同推計では、1999年～2002年の15歳～18歳の大麻経験率は30%を超えており、それに比べると低下してるが、2011年を底に上昇に転じている。

19) カナダ権利自由憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) は、1982年カナダ憲法法の第1部として規定されている硬性の権利章典である。

20) 原語は“principles of fundamental justice”である。この文言については、「根本的正義の原理」「基本的正義の原則」「司法の基本的原理」等様々に訳出されるが、ここでは、全ての人はその権利が侵害されたと考える場合、司法裁判所による権利の救済を受けることができるとする法の支配の系譜を引く文言であることに鑑みて、「司法の基本的原理」を用いる。なおこの訳語は、日本カナダ学会編『資料が語るカナダ』(有斐閣, 1997年)に掲載の長内了訳による。

### 3 カナダにおける大麻規制法制の歴史

カナダにおける大麻規制は、1923年にはじまる<sup>21)</sup>。連邦政府は20世紀初頭からアヘンをはじめとする薬物規制を開始したが、同年、1911年アヘン及び麻薬法<sup>22)</sup>の使用規制対象物を定める別表に大麻が追加され<sup>23)</sup>、大麻規制が始まった。1938年の法改正では栽培も禁止され<sup>24)</sup>、現在に繋がる規制の基本枠組みが確立された。

この基本枠組みに変化が生じたのが、20世紀末である。連邦議会は、1996年に精神に影響を与える物質についての総合的規制法として規制薬物及び物質法 (CDSA)<sup>25)</sup>を制定したが、同法56条には、保健大臣の裁量判断によって同法の適用除外を認めることが規定されていた。連邦政府は、1998年、この下での例外を定める産業用大麻規則<sup>26)</sup>を制定して、産業利用のための商業栽培を解禁したのである。具体的には、カナダ保健省から許可を得た農家等には、大麻の醜酐成分であるTHCが含有量0.3%以下である低THC株大麻を栽培し、花や葉等を除いて、その多くの部分を産業的に利用することが認められた。具体的な用途としては、大麻繊維から紙、

---

21) カナダにおける薬物規制の歴史については、連邦議会上院の特別委員会が2002年に公表した報告書の特に出典第2巻を参考にした。“*Cannabis: Our Position for a Canadian Public Policy, Report of the Senate Special Committee on Illegal Drugs, volume II: Part III*” (September 2002). <https://sencanada.ca/content/sen/committee/371/ille/rep/repfinalvol2-e.pdf> (last visited on September 24, 2021).

22) Act to prohibit the improper use of Opium and other Drugs (the Opium and Narcotic Drug Act, 1911), S.C. 1911, c. 17.

23) *Ibid.* at 256.

24) S.C. 1938, c. 9.

25) Controlled Drugs and Substances Act, S.C. 1996, c. 19.

26) Industrial Hemp Regulations, SOR/98-156.

織物、ロープ又は建築資材を製造し、穀物部分は、食品、化粧品、プラスチック製品又は燃料に加工することが想定された<sup>27)</sup>。

ただし、この規則は、医療品又は娯楽品として的大麻使用を認めているものではない点に注意を要する。とりわけ、医療品として的大麻使用については、その有効性を体感し必需品と考える者によって栽培や使用がなされてきたが、これらも娯楽品として的大麻同様に取締まりの対象とされたことから、その規制の合憲性が訴訟上争われることとなった。こうした訴訟のうち、はじめて、規制法を違憲とするとの判決が示されたのが、R. v. Parker事件であった。

この事件は、長年のてんかん発作に苦しんでいたテランス・パーカーが、大麻を使用することで発作が軽減されることを体感して1970年代には常用者となり、さらに、その主治医も他の医薬品と共に大麻を処方したものの、当時のカナダでは医療用大麻を合法的に入手する方法がなかったことから、自宅でこれを栽培して使用すると共に、他の患者にも提供していたところ、CDSA違反等で刑事訴追されたことに対して、同人がその訴訟手続停止を求めたものである。なお、パーカーは過去にも警察による搜索押収を受け、CDSA 4条違反等により訴追されていたが、症状緩和のために大麻栽培等を継続していた。

第1審オンタリオ州司法裁判所州部<sup>28)</sup>は、1997年12月10日に、憲章7条が「何人も、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有し、司法の基本的原理によらなければ、その権利を奪われない」と規定することに着目し、この「身体の安全」には、「生命や健康に危険を及ぼす状態に対して、刑

---

27) Health Canada, Hemp and the hemp industry Frequently Asked Questions. <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-medication/cannabis/producing-selling-hemp/about-hemp-canada-hemp-industry/frequently-asked-questions.html> (last visited on September 24, 2021).

28) Ontario Court of Justice (Provincial Division). 1999年に州裁判所組織が再編されるまで存在していたオンタリオ州の事実審裁判所の1つ。

事罰の恐れなく治療を受ける権利」が含まれるが、被告人にとっては大麻を使用することが生命や健康にとって必要であり、医療用大麻栽培等が犯罪として規制されることでこれが制限されており、かつ、その制限は司法の基本的原理に合致しないと判断した。その上で、憲章24条1項が「何人も、本憲章の保障する権利又は自由を侵害又は否定された場合には、裁判所が具体的事情を斟酌して適当かつ正当と考える救済を得るために、適切な完結権を有する裁判所に訴えを提起することができる」と規定することに基づき、同人に対する刑事訴追手続を停止すると共に、警察に押収された大麻株の返還を命じた<sup>29)</sup>。

オンタリオ州控訴裁判所へ控訴がなされ、2000年7月31日、同裁判所は、CDSA 4条が医療用大麻についても刑事罰をもって所持を禁止すること等について、「パーカーに対して、効果的な治療を受けるために犯罪を行うか、不十分な治療を受けるかの選択を迫るものであ」って、憲章7条の権利侵害に当たることを認めた。すなわち、この判決は、CDSA 4条が大麻に適用される限りにおいて違憲であると判断したのである。また、判決は、CDSAが専ら保健大臣の裁量判断による適用除外を認めていることについても、違憲との判断を下した。ただし、控訴裁判所は原審が用いた大麻株の返還や訴訟手続の停止といった救済方法を否定し、規制法の違憲を前提として、連邦議会が合理的期間内に立法的解決を行うために、その違憲宣言の効力を12ヶ月留保することを選択した点には注意を要する<sup>30)</sup>。

また同時期には、HIVに感染し、医療用大麻の使用を唱道したジェイムス・ウェイクフォードが提起した一連の訴訟にも、興味深い判決が下されている。1989年にHIVに感染した同人は、服用していた薬の副作用である吐き気や食欲不振への対処として、大麻の自家栽培と使用を認められていたものの、その自家栽培に困難があり、支援者が外部から調達したことが

---

29) R. v. Parker (10 December 1997), per Judge Sheppard, Toronto Registry (Ont. Prov. Div.).

30) R. v. Parker [2000] O.J. No. 2787 (Ont. C.A.)

犯罪とされた。そこで同人は、1998年2月に、CDSAの下での制限が、憲章7条の保障する権利を侵害しているとして、裁判所による例外設定を求めて出訴した。1998年9月8日、オンタリオ州司法裁判所一般部<sup>31)</sup>は、CDSAの下での規制枠組みにおいて、憲章7条が保障する自由と身体の安全に対する権利侵害が生じていることを認めつつ、それが同条の権利制限正当化事由である司法の基本的原理を満たしているとして、請求を退けた<sup>32)</sup>。しかし翌年、オンタリオ州上位裁判所<sup>33)</sup>は、同人が最初に訴訟を提起した1998年2月時点において、CDSA56条の適用除外手続が機能しておらず、同人が必要な適用除外を受けることができなかったことを認め、CDSAではなく、憲章24条1項に基づいて、CDSAが定める大麻所持禁止(4条)及び栽培禁止(7条)についての例外を認めるとの判断を下している<sup>34)</sup>。この判決は、前年の判決が医療目的で大麻を使用することは、憲章7条の「自由」「身体の安全」に含まれるということ自体は認めた上で、CDSAの適用除外を伴う規制を合憲としたのに対して、その後半を覆し、裁判所の判断により、医療用大麻使用と栽培を認めたものである。

こうした裁判所の判決に対して、連邦政府は2段階の行政的及び立法的対応を行った。まず、1999年5月には、カナダ保健省暫定ガイダンス文書<sup>35)</sup>が発出された。そもそもCDSA56条は、保健大臣が医学、科学又はその他の公共の利益のために必要であると認める場合、同法の適用を除外し

---

31) Ontario Court of Justice (General Division). 1999年に州裁判所組織が再編されるまで存在していたオンタリオ州の事実審裁判所の1つ。

32) Wakeford v. Canada, [1998] O.J. No. 3522 (Ont. Gen. Div.).

33) Superior Court of Ontario. 1999年州裁判所組織改革以降、オンタリオ州司法裁判所と共にオンタリオ州裁判所を構成する2つの事実審裁判所の1つ。この事件で98年判決を下したオンタリオ州司法裁判所(一般部)はここへ編入されており、2つの判決は同一の裁判官によって裁かれている。

34) [1999] O.J. No. 1574 (Ont. S.C.J.)

35) Health Canada, Interim Guidance Document: Therapeutic Products Programme, 1999.

て、大麻栽培と所持を合法化する権限を付与しているが、このガイダンス文書は、医療目的で大麻を所持・栽培するために同条の発動を求める手続を設定解説するものであった<sup>36)</sup>。本文書は、あくまで個別申請に対する審査及び許可の枠組みで医療目的での大麻使用を認めるものであって、包括的な禁止の解除を定めるものではないが、実際にカナダ保健省は個別申請に対する審査を開始し、1999年6月以降、それなりの数の個別許可を与えてきたことが知られている<sup>37)</sup>。

さらに連邦政府は、上述のパーカー事件オンタリオ州控訴裁判所判決に対して上告をせず、2001年にそれに代えて、大麻医療使用規則 (Marihuana Medical Access Regulations. 以下「MMAR」という。)を制定した<sup>38)</sup>。これはガイダンス文書と異なり、法律の委任に基づく行政立法であって、一定範囲ではあるが、医療目的での大麻使用を一般に認めるものであった。

このようにして、21世紀初頭のカナダでは、大麻に対する所持や栽培禁止を前提としつつ、例外として、その産業利用と医療目的での使用が認められる状態になっていた。しかしながら、そこにはなお、大きくみて3つの課題が残っていた。

1つは、医療用大麻の使用についての条件等が現実と合致していないということである。すなわち、MMARは、医療目的で使用する大麻の入手方法について、自家栽培と供給量が限られる保健省からの取得に限定していたことから、しばしばその入手に困難があり、結果として、医療用大麻使用を認められている人であっても、実際に使用しているものが違法大麻であるという事態が生じていた。

2つに、多くのカナダ人が医療以外の目的すなわち娯楽目的をもって大麻を使用しており、法規制と実態の乖離が大きくなっていったことがある。

---

36) *Supra* note 21 at 298.

37) 2002年5月3日の段階では、658件の許可があったと報告されている。*Ibid.*

38) SOR/2001-227.

カナダ統計局の資料によれば、大麻を使用したことのある15歳以上のカナダ人は、2001年に約300万人であったものが、2018年には500万人を超えている<sup>39)</sup>。

最後に、上の2つを背景に、違法大麻の巨大な市場が形成されており、大人だけでなく若者も極めて容易に大麻へアクセスできることとなっていた。

そこで、こうした課題に対して、裁判所と政府・議会がそれぞれの立場からアプローチすることとなった。そのうち政府・議会の最新のものが、2018年大麻法であるということが出来るが、そこには裁判所の判断も一定の影響を与えている。そこで次節では、MMAR以降の判決を、ごく簡単に検討しておくことにしたい。

#### 4 大麻規制と憲法訴訟

(1) *Hitzig et al. v. Canada*<sup>40)</sup>

上述のパーカー事件判決を契機として制定されたMMARは、2人の医師が医療上必要と判断した者について大麻所持許可を発行すべきこと、また、同許可を有する者は、大麻株の栽培を行う許可を取得できること等を規定していた。ヒッツヒ事件他複数の事件が併合された本件において、オンタリオ州控訴裁判所は2003年10月7日、2人の専門家の意見を必要とする負担と、重篤な疾患を有する患者は大麻栽培を行うことができず、結果として、違法市場に依らない限り、大麻を手にすることができないという2点について、憲章7条の権利を侵害し、同条の司法の基本的原理に基づく制限にも合致せず、さらに、憲章上の権利に対する一般的な制限根拠

---

39) Statistics Canada, Table 36-10-0597-01, Prevalence of cannabis consumption in Canada. <https://doi.org/10.25318/3610059701-eng> (last visited on September 24, 2021). なお、両年のカナダの人口は、それぞれ3097万人と3827万人である。

40) (2003), 177 O.A.C. 321 (CA).

である憲章1条による正当化もできないと判断した<sup>41)</sup>。

この判決は、あくまで医療用大麻に関するものであるが、違法市場から大麻調達を禁止するという建前を維持することが、実際の医療用大麻の必要性・需要と合致していないことを認め、結果的に違法市場からの調達を含む医療目的での大麻アクセスを認めたという点において、裁判所が現実的な解決を指向したことを示すものである。

(2) R. v. Malmo-Levine及びR. v. Caine<sup>42)</sup>

2003年12月23日、カナダ最高裁判所は、併合審理された2件の大麻所持事件について、単純所持及び販売目的所持を刑事罰をもって規制することは憲章違反であるとの主張を6対3で退け、規制法の合憲を判示した。

この訴訟における憲章上の争点は、これまでのものと異なり、娯楽目的をもった大麻使用・所持が憲章上保護されるかに及んでいた。被告は、大麻を娯楽目的で使用するライフスタイルが憲章15条が差別禁止事由とする「個人の属性」<sup>43)</sup>に含まれ、よって、これを制限することは同条違反となると主張したが、これは法廷（多数）意見においても少数意見においても退けられている。また、法廷意見は、憲章7条上の権利制限正当化根拠である「司法の基本的原理」には、「危害の原則 (harm principle)」すなわち刑事法規制は他者への危害が深刻かつ実質的である場合に限って認められるとする原則が含まれ、大麻規制はこれを充足しないと主張については、

---

41) カナダの憲法判断の手法としては、7条違反が認められても、1条の「自由で民主的な社会において明白に正当化できるものとして法律が定める合理的な制限」にあたる場合には、当該権利はなお制限できる。

42) 2003 SCC 74, [2003] 3 SCR 571.

43) *Ibid.* at 577. 判決は、“personal characteristic”を用いている。憲章15条は、法の下での平等を規定しているが、そこでは、差別禁止事項として「人種、国籍又は民族的出自、体色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは身体的障害」が列挙されている。一般に、これらは例示列挙であって、これらに準じる“personal characteristics”も同条での差別禁止事由にあたりと解されている。

危害が刑事法規制を導く根拠の1つであることを認めるが、被害が「些細なことではない」といえるならば、議会はそれに基づく規制を行うことが許されると判示した。

これに対して、アーバー (Louise Arbour) 裁判官は、被告人が主張する危害の原則に関連して、「他人に危害を加えるリスクがほとんどない人について、身体刑を科する可能性のある法律は、司法の基本的原理に反する。このような法律は、憲章7条に基づく自由に対する人の権利を侵害するものである」とした上で、「大麻の使用に伴う害は、その所持の禁止に対する制裁として懲役刑を用いるという国の判断を正当化しない。車の運転、飛行機の操縦、複雑な機械の操作への支障等のリスクや、大麻使用による医療・福祉制度への影響を除けば、大麻使用に伴う害は、専らその使用者個人の健康リスクである。」「自己加害は、国家が身体刑に及ぶ場合には、犯罪の本質的部分として他者への最低限の害がなければならないという憲法上の要件を満たさない」として、違憲を判断している<sup>44)</sup>。

少数意見の他の2人、すなわちルベル (Louis LeBel) 裁判官及びデション (Marie Deschamps) 裁判官は、危害の原則の主張が「司法の基本的原理」に含まれることを否定するが、他方で現行法の恣意性を根拠として、憲章7条の司法の基本的原理への抵触を認める。たとえば、ルベル裁判官は「現在の法律は、社会問題に対する恣意的な対応となっている。政府は、社会的な関心事と個人の権利、特に本件に関わる自由について適切に説明していない。基本的権利の侵害は、社会的問題への対応が、恣意性をもつ特定の立法的対応でなされ、行き過ぎがある場合に生じるものである。本件では、そのような立法の行き過ぎが認められる」<sup>45)</sup>と述べている。

この判決は、娯楽目的での大麻使用が憲章上保護された権利ではないこと、目的を問わず刑事罰(身体刑)をもって大麻所持等を禁止することも

---

44) *Ibid.* at 578. なお憲章1条との関係については、アーバー裁判官は、本件では政府はその立証に成功していないとする。at 581.

45) *Ibid.* at 581.

憲章上許容されることを示したものであるが、3人の裁判官は、後者の点について反対意見を示している。反対意見も、決して大麻使用を推奨したり、これを憲法上の権利として承認するものではないが、その議論の延長線上には、大麻使用の非犯罪化がある。すなわち、公共政策手段として犯罪化を選択するには、憲法上の条件があり、その説明責任は規制側にあるというのが、3人の議論に共通した点である。他方、多数意見も自己加害を含む「危害の原則」を満たさない行為に対して、どのような対応をするかは議会の裁量に属することを認めているから、その立場からしても、大麻規制について非犯罪化を選択することが禁止されるものではない。

(3) R. v. Mernagh

被告人は、4つの疾患に対して医療用大麻を処方され使用していたが、大都市であるトロントから周辺部への転居に伴い、新たな主治医を見つけることが困難となった。ようやく見つけた医師は、被告には大麻が効果があることは認めつつも、MMARに基づく申請への協力は拒否した。そこで被告は、やむを得ず、自宅で大麻栽培を行ったところ、MMARとCDSAに違反したとして、刑事訴追を受けた。2011年4月12日、原審オンタリオ州上位裁判所は、MMARとCDSAの大麻所持及び栽培禁止規定が憲章7条に違反するとして、その無効を判示し、90日間の猶予期間を設定した。そこで、同期間に法改正がなされない限り、少なくともオンタリオ州において大麻所持と栽培の規制根拠が失われるので、結果的に、非医療目的であっても合法化されることになった<sup>46)</sup>。

しかしオンタリオ州控訴裁判所は、政府の申立てに応じて控訴期間の延長を認め、さらに、2013年2月1日には、上位裁判所判決を破棄して、事件の差戻しを命じた<sup>47)</sup>。控訴審判決は、原審判決について、パーカー判決

---

46) 2011 ONSC 2121.

47) 2013 ONCA 67.

及びヒッツッヒ判決が医療用大麻使用について憲法上の権利を認めていると誤って解釈していること、被告人がMMARの下での免除を受けることができることが証拠によって示されていないこと、医師の非協力によってMMARが実質的に利用できないと判断に誤りがあること等を挙げ、現行法の規制枠組みを支持したものである。

この判決は多くの議論を引き起こした。その中でも、上位裁判所の先例理解に無理があるとの指摘を是認しつつも、他方で、差戻審において被告人に求められるのが、大麻の医療目的利用が効果的であり、かつ、現行法の枠組みでは医師が構造的に非協力となることを医師ならぬ自身によって主張・立証するという不可能事であり、もはや問題は立法的に解決すべきであるとの主張は、当時の世論を端的に示すものとして注目に値しよう<sup>48)</sup>。

(4) R. v. Smith<sup>49)</sup>

MMARは、合法的に所持できる医療用大麻を乾燥大麻に限定しているが、被告人は、大麻から有効成分を抽出したものを製造・販売していたために、その違法所持で訴追された。原審判決は、乾燥させていない医療用大麻の禁止が憲章7条を不当に侵害すると認め、控訴審もこの判断を支持したので、カナダ最高裁判所へ上告がなされた。

最高裁は、2015年6月11日、非乾燥医療用大麻の所持禁止は、医療用大麻の製造・販売者について、刑事訴追のリスクから憲章7条の自由を制限するものであり、同時に、その使用者の自由を制限し、かつ、「合法だが不十分な治療法と、違法だがより効果的な治療法のどちらかを選択するこ

---

48) たとえば、Nikita Rathwell, R v Mernagh: ONCA Upholds Constitutionality of “Physician as Gatekeeper” Aspect of Medical Marihuana Laws, CanLII Connects, September 29, 2014. <https://canliiconnects.org/en/commentaries/29933> (last visited on September 24, 2021).

49) 2015 SCC 34, [2015] 2 S.C.R. 602.

とを強制することで、身体の安全を侵害する」<sup>50)</sup>とし、さらに、これらの制限が恣意的なものであり、憲章7条の司法の基本的原理による正当化も、同1条による正当化もできないと判示した。反対意見は付されていない。

もっともこの判決は、CDSAやMMAR全体を無効とするのではなく、その規定が医療用大麻使用許可者について、非乾燥大麻使用を禁じる限りにおいて無効であるとするもので、非医療用大麻使用に射程が及ぶものではないことを明確にしている。

## 5 司法判断と2018年大麻法

以上、MMAR以降の判決を鳥瞰したが、そこでまず明らかとなったことは、カナダ最高裁判所も下級審も、娯楽目的を含む大麻の一般的な使用を憲法上の権利として認めてはいないということである。しかし他方では、立法政策として、目的を限定しない大麻合法化の萌芽が、大きくみて3つの点で確認される。第1に、医療用大麻に係る例外規定について、しばしば運用上の問題が指摘され、その機能不全故に違憲判断が下されていることである。とりわけ、医療用大麻使用申請に医師の署名を必要とする仕組みについて、これが実質的な障壁となっているとの判断を覆したR. v. Mernagh事件オンタリオ州控訴裁判所判決に対しては、世論から厳しい批判が寄せられ、立法的解決への契機となった。第2に、現実には巨大な違法大麻市場が存在する中で、原則禁止・例外許可という制度を運用することの困難である。Hitzig v. Canada事件判決はこれを良く示している。そして第3に、カナダ最高裁は、大麻規制のあり方について相当程度広範な連邦議会の立法裁量を認め、その中には非犯罪化の選択肢も含まれていると考えられる。

このようにして、トルドー首相が政権につく2015年までには、問題を立

---

50) *Ibid.* at 613.

法的に解決する基盤が成立していたということができよう。

## おわりに 立法の方向と成果：若者保護と違法市場の縮小

こうした状況を踏まえて、カナダ自由党政権は、2017年にC-45法案を提出したが、本稿冒頭で紹介したように、若者保護と違法市場の縮小にその力点があった。同法案については、特にカナダ保守党から、12歳以上18歳未満の若者に5グラムまでの乾燥大麻所持を認めるなど不徹底があること、合法市場の形成が違法市場の市場の縮小に繋がるとする根拠がないこと等の批判があったが、政府はこうした部分について本質的な修正を行わず、法律を成立させた。

そこで問われるのは、まさにその効果である。本法は、施行後3年ほどであることから、まだ全体的な評価をするには時間が不足しているが、ここでは、既に公表されているカナダ統計局による各種の調査分析<sup>51)</sup>、さらにそれを解析した報告などを元に若干の検討を加えておきたい。

まず、合法市場が違法市場を縮小させることができているかについては、2020年の第3・4半期において、大麻市場全体がやや拡大する中で、合法市場が違法市場の規模を上回ったとの分析がある<sup>52)</sup>。また、大麻製品の購入先自己申告でも、2019年に24%に留まっていた合法店舗が41%に拡大している<sup>53)</sup>。これらは、合法店舗へのライセンス発行の遅れや合法商品不足

---

51) たとえば、Michelle Rotermann, Looking back from 2020, how cannabis use and related behaviours changed in Canada, Statistic Canada Health Reports, <https://www.doi.org/10.25318/82-003-x202100400001-eng> (last visited on September 24, 2021).

52) Marijuana Business Daily, Canada's legal cannabis market continues to erode illicit market share, May 19, 2021, <https://mjbizdaily.com/canadas-legal-cannabis-market-continues-to-erode-illicit-markets-share/> (last visited on September 24, 2021).

53) Statistics Canada, Canadian Cannabis Survey 2020, Figure 11: Past 12

の解消によって、消費者の合法市場への移行が進んでいる結果と考えられている。他方で、依然として違法市場も相当の規模を維持している。これについては、違法市場の大麻価格が合法市場に比して相当低価格であるとの報告があり<sup>54)</sup>、マーケット・メカニズムを通じた統制には限界も指摘されている。

若者保護の問題については、法案審議の段階において、とりわけ今回の法案の枠組みでは、逆に若者の大麻使用が増加を招くという懸念が表明されていた。しかし、最新の研究によれば、現在のところ、大麻合法化は若者の大麻使用にほとんど影響を与えていないことが示されている<sup>55)</sup>。また、12歳以上18歳未満の若者について、5グラムまでの大麻所持を認めたことの効果として、警察による若者大麻犯罪規制を減少させること、換言すれば、少量の大麻所持等を犯罪歴としないことによって将来の社会活動の障害となることを回避することが考えられていたが、これについては2015年～2018年を対象として、法施行後55%～65%程度の大麻犯罪減少がみられたとの研究がある<sup>56)</sup>。ただし、この分析は、法施行直後の状況分析に

---

months, from whom cannabis was usually obtained among people who used cannabis in the past 12 months, 2019 to 2020. <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-medication/cannabis/research-data/canadian-cannabis-survey-2020-suMMARy.html#f11> (last visited on September 24, 2021).

54) 合法製品1グラム10ドル30セントに対して違法製品は5ドル73セント。Public Safety Canada, Cannabis Black Market (June 15, 2020). <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/trnsprnc/brfng-mtrls/prlmntry-bndrs/20200930/026/index-en.aspx> (last visited on September 24, 2021).

55) Rebecca J Haines-Saah et al., Youth Cannabis use and Legalization in Canada – Reconsidering the Fears, Myths and Facts Three Years In, *J Can Acad Child Adolesc Psychiatry*. 2021 Aug; 30(3): 191–196.

56) Callaghan, R. C., Vander Heiden, J., Sanches, M., Asbridge, M., Hathaway, A., and Kish, S. J. (2021) Impacts of Canada's cannabis legalization on police-reported crime among youth: early evidence. *Addiction*, <https://doi.org/10.1111/add.15211>.

限定されており、引き続き精査が必要である。他方で、若者の大麻使用が脳機能を含む身体や精神に対して特に悪影響を与えたとの懸念については、結論が示されていないとされている<sup>57)</sup>。

このようにみると、2018年大麻法は、法施行から約3年経過した現在、まずは一定の成果を伴って始動したということではできよう。しかしながら、違法市場の規模縮小にも限界が指摘され、若者保護についても継続的な調査や監視が必要であることが明らかである。日本を含む他法域への示唆という点からの分析については、他日を期することとしたい。

(本学法科大学院教授)

---

org/10.1111/add.15535. (last visited on September 24, 2021).

57) See *supra* note 55.